

# 自然環境保全基礎調査マスタープランのポイント



## これまで

基礎調査50年に及ぶ調査は、その時々で必要なものを実施し、

アセス等で活用



#### 50年間での社会構造の変化に伴うニーズ等の変化

- · 人口減少、高齢化、経済成長鈍化
- ・国際化の進展
- ・里地里山の手入れ不足
- ・ 外来種の牛息地拡大
- ・災害の頻発化
- 再工ネ推進 など

自然環境や社会構造の変化に伴う新たな課題に対応した調査・ データ整備が必要

# 自然環境保全基礎調査マスタープランの策定

- 今後10年(2023年~2032年)の調査の考え方、スケジュール案を提示
- 即時性を高めた情報発信と非デジタル情報のデジタル可動化に向けて新機軸の調査を 設定
- 「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」を策定し、オー プンデータ化等による情報提供の基盤・体制や相互の利活用の充実・強化を推進

#### 基礎調査の役割

自然環境の現 状把握·情報 基盤

自然環境情報と 政策・意思決定 をつなぐイン ターフェース

社会・政策課 題への対応

#### 調査設計の考え方

調査

経時的比較可能性 継続性の確保

データ共有

オープンデー 夕化の推進

解析 施策に反映可能 な時間/空間ス ケール

## 今後

一般向け媒体 (例:アトラス, 図表集等)

> 集計・解析結果 (例:調査報告書等)

オープンデータ (例:自然環境調查Web-GIS, いきものログ等)

> 既存の支援ツール (例:EADAS)



例:教科書、メ ディア

例:国家戦略指

自治体

#### 施策立案の支援

Policy Making: EBPM)

(Evidence-based 標、地域戦略各 計画、JBO等

研究者等

自然環境情報の 幅広い活用

例:学会/学術論 文、環境アセス メント等

ニーズを踏まえた実現性の ある調査の実施、わかりや すく使いやすい生物多様性 情報の整備と発信

→調査成果のさらなる活用 の推進





# 自然環境保全基礎調査マスタープランの概要



#### 1. 背景・位置づけ

- 自然環境保全法第4条に基づき実施される自然環境保全基礎調査は、調査開始(1973年)から50年、我が国の 自然環境・生物多様性保全の情報基盤として重要な役割を担ってきた
- 社会構造の変化等に伴い、我が国の自然環境・社会が直面している様々な課題に対し、合理的な根拠に基づく政策立案(EBPM)の推進に資する自然環境の基盤情報としてさらなる活用促進が必要
- 基礎調査の実施に必要な基本方針・調査計画等を定めた自然環境保全基礎調査マスタープラン 令和5~14(2023~2032)年度を策定
- 生物多様性国家戦略2023-2030に位置づけ

#### 2. ポイント

- 成果活用ニーズ、調査実績、他機関調査との類似性、調査実施の観点から**従来の調査項目を見直し、調査項目の 優先度付けと最適化を図った**
- ・ 従来どおり動植物分布、陸域・陸水域・海域の生態系概要、自然景観資源等の幅広い現状把握を目的としつつ、 社会情勢やニーズの変化に対応し、かつ実現性の高い調査計画とした

### 3. 構成

- 基礎調査のあり方では、**調査の役割、調査設計の考え方**を提示
- 調査計画では、今後10年(2023年~2032年)の調査の考え方、スケジュール案を提示
- 即時性を高めた情報発信と、非デジタル情報のデジタル可動化に向けて新機軸の調査を設定 (衛星植生速報図、生物多様性情報収集調査)
- 調査成果の情報発信では、生物多様性情報の取扱いの指標となる「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と 発信のガイドライン」を策定し、オープンデータ化やウェブAPI連携等による情報提供の基盤・体制や相互の利 活用の充実・強化を推進
- とりまとめ方針では、進捗状況評価と見直しを図る中間評価(2027年度)と、とりまとめ(2031~2032年度) )による総括と調査成果活用状況レビュー、次期計画への反映に向けた検討方針を示した



# 自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン



- マスタープランの付属資料として、自然環境調査で取得される生物多様性情報に係るデータの取扱い、とりわけ、 オープンデータ化、推奨される標準データ形式、データ連携等を進めるための道しるべとなる考え方を示した
- 本ガイドラインを踏まえ、自然環境保全基礎調査マスタープランに基づき実施する基礎調査などの自然環境調査で 取得される生物多様性情報の集積・提供・データ連携を推進

#### 1. はじめに

- 1.1. 背景と位置づけ
- 1.2. 基本的な考え方・作成の意義 ①オープンデータの原則、②共通のデータ記述フォーマット

### 2. オープンデータ

- ・商用、非商用問わず、誰でも自由に複製、加工、頒布できるデータ
- ・政府方針として行政データは原則オープンデータ化が求められる

### 3. 情報の整備

- 3.1. 適切なライセンスの設定
- 3.2. データ記述フォーマットについて
- ・共通のデータ項目や記述フォーマットを利用することでデータの利用性が向上し連携が可能
- ・Darwin Core(生物多様性情報を扱う主要な概念を整理してその記述方法を定めた語彙)を基本としたデータ記述フォーマットの推奨
- 3.3. 留意事項
- (1) 位置情報 : 何が"どこで"確認・採集されたのかの位置情報(緯度経度など)は重要な要素の一つ
- (2) 希少種情報の扱い: 取得された希少種に関する地理情報の公開の可否は慎重に考える必要
- (3) 生物名について : 自然環境調査をまとめる際には、適切な典拠資料に従って入力することが望ましい

#### 4. 情報発信

- ・生物多様性情報は公開を前提とし、データ整備後は積極的かつ速やかに公開することが重要
- ・公開プラットフォームを持つ外部のネットワーク(JBIFやJ-OBIS等)に参画する方法がある
- 「いきものログ」を活用することで、利用可能な媒体を持たない者・組織でも生物多様性情報の蓄積、公開が可能

• 生物多様性センター実施の自然環境調査で取得される様々な生物多様性情報に関し、 オープンデータの原則や共通のデータ記述 フォーマットの考え方を示し、参照した主 体が活用しやすいものを目指した。

• 公表後も順次バージョンアップ予定。